

筑西市ネーミングライツ導入ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、筑西市（以下「市」という。）が所有する公共施設及びインフラ資産（以下「公共施設等」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

2 導入の目的

- (1) 厳しい財政状況のなか、公的資産を活用し、自主財源を確保することにより、公共施設等の良好な管理運営（公共施設マネジメント）に努めます。
- (2) 民間の資源やノウハウ等を活用することにより、公共施設等の魅力や、市民サービスの向上を図ります。

3 概要

- (1) ネーミングライツとは、契約により公共施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する私的な権利です。

ネーミングライツを取得した民間事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）は、当該愛称を地域に発信することにより、企業のイメージアップや社会貢献に資することができます。市は、ネーミングライツにより、対価（ネーミングライツ料金等）を得て公共施設等の維持管理に努め、利用者のサービス向上に資することができます。

- (2) ネーミングライツ導入後、市のホームページや広報印刷物等において愛称を積極的に使用しますが、条例に定める施設の正式名称を変更するものではありません。

4 導入の方式

「施設特定型」と「提案募集型」による二つの方式により導入することとします。

- (1) 施設特定型

市が対象となる公共施設等をあらかじめ選定し、条件を付したうえで公募を行います。公募にあたっては、市ホームページ等に掲載するほか、報道機関への情報提供を行います。

- (2) 提案募集型

対象施設を特定せず、民間事業者からの随時の企画提案を受け付けできるものです。ただし、企画提案する時点で公募していない施設に限ります。

5 導入の手続

別紙「ネーミングライツ 導入手続フロー図」を参照

- (1) 「施設特定型」の手続の流れ
 - ア 対象施設の選定、募集条件の決定（募集要項等の策定）
 - イ ネーミングライツ・パートナーの募集
 - ウ 申込書の受付
 - エ 応募資格等審査
 - オ 書類審査（選定委員会の開催）
 - カ 優先交渉権者及び次点者の決定
 - キ 優先交渉権者との詳細協議
 - ク ネーミングライツ・パートナーの決定
 - ケ 契約締結、公表
 - コ 看板、印刷物等の変更
 - サ 愛称の使用開始

- (2) 「提案募集型」の手続の流れ
 - ア 民間事業者からの事前相談（必須）
 - イ 施設所管課による導入可否の検討
 - ウ 提案書の受付（導入可能の場合）
 - エ 応募資格等審査
 - オ 書類審査（選定委員会の開催）
 - カ 提案採否（優先交渉権者）の決定
 - キ 優先交渉権者との詳細協議
 - ク ネーミングライツ・パートナーの決定
 - ケ 契約締結、公表
 - コ 看板、印刷物等の変更
 - サ 愛称の使用開始

※提案募集型で、市が施設を特定し、あらためてネーミングライツ・パートナー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合は、審査の結果、手続の途中で施設特定型の手続に転換することがあります。

6 導入の対象施設

- (1) ネーミングライツを導入する対象施設は、スポーツ施設、文化施設、集会施設等の公共施設のほか、公園、道路、橋梁、上下水道施設等のインフラ資産とします。
- (2) 対象施設は、施設の目的や用途などを考慮して決定します。その際、公共施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、ネーミングライツの導入施設として適当でないと判断するものは対象外とします。（例：市役所庁舎、学校等）

7 ネーミングライツ付与の対価

対価は、対象施設の目的や用途のほか、規模、利用者数、利用状況（大会やイベント開催の有無）、地理的要件等により、広告効果を総合的に勘案し、公共施設等ごと

に設定します。なお、提案募集型の場合、ネーミングライツ付与の対価は金銭に加え、施設で利用可能な物品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とできることとします。その場合、提供する物品・役務を金銭に換算した場合の根拠資料を提出していただくことになります。

（物品の例）施設で利用可能な商品の提供等（消耗品、備品等）

（役務の例）施設の維持管理業務の提供、設備のグレードアップ・修繕、清掃等

8 契約期間

原則3年以上とします。ただし、指定管理者制度導入施設（導入予定施設も含む。）については、指定期間を考慮し、終期となる期間を設定します。

なお、愛称は市民に親しまれていくものであることから、長期の期間を提案した民間事業者をより高く評価することとします。

9 愛称の在り方

(1) 市民の理解

地域性や親しみやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 知的財産の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他社会情勢に照らし、極端な主義又は主張に当たるもの

カ その他愛称とすることが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称の変更はできません。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツ・パートナーとで協議のうえ、その可否を決定するものとします。

10 募集方法等

(1) 募集方法

ア 募集は、原則公募とし、「市ホームページ」や「広報筑西 people」等に掲載することにより行います

イ 「施設特定型」の募集は、対象施設ごと又は施設類型ごと一括して行うこととします

ウ 「提案募集型」の募集は、対象施設を特定せずに、民間事業者から提案を募集することができることとします。

(2) 応募資格

法人格を有し、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的に実施することができる民間事業者とし、次のア～コに該当しないものとします。なお、当該事業者で構成する「共同体」は、法人格を有していても構いません。

指定管理者制度導入施設（導入予定施設も含む。）は、指定管理業務と競合する民間事業者で、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合は、応募資格を制限することがあります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、一般競争入札の参加の制限を受けているもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、現に資格停止の処分を受けているもの

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生又は再生手続をしているもの（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）

エ 法人市民税等の租税公課を滞納しているもの

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するもの及び暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等となっているもの

カ 社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしているもの

キ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

ク 各種法令に違反しているもの

ケ 法令等に基づく必要な許可等を受けていないもの

コ その他市のネーミングライツ・パートナーとして不適當と認められるもの

(3) 費用負担

応募に要する経費は、全て応募する民間事業者の負担とします。

(4) 募集要項

施設特定型、提案募集型ともに、応募に必要な事項を記載した募集要項等を策定します。

(5) 募集期間

募集期間は、次のとおりとします。

ア 施設特定型は、原則として30日以上

イ 提案募集型は、通年募集

(6) 応募が無かった場合の取扱い

施設特定型の募集について、募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集方法を提案募集型に切り替え、再公募します。

11 審査

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、ネーミングライツ導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査・選定を行います。

委員は、副市長、市長公室長、総務部長、企画部長、財務部長、施設所管部長、広報広聴課長、管財課長、企画課長、施設所管課長、その他必要と認める関係課長等をもって充てます。

また、審査・選定にあたっては、必要に応じて関係者の出席を求めることができることとします。

(2) 応募資格等審査

応募者が募集要項の応募資格を満たしていること及び提案された愛称（案）が募集要項の命名条件を満たしていること等を確認するため、施設所管課において事前の審査を行い、その結果を選定委員会に報告します。

(3) 書類審査

応募資格を満たしていると判断された応募者を対象として、選定委員会において以下の表の審査項目に基づき審査します。その際、別途、審査項目ごとの評価点を設けます。

No.	審査項目	審査基準
1	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設等のイメージに合っているか
		地域名等が含まれている
2	対価	ネーミングライツ料金、提供できる役務又は物品等は妥当か
3	経営の安定性	財務の健全性
4	地域性等	市内業務拠点の有無
5	社会貢献等	社会貢献活動の実績及び今後の計画の有無
6	契約期間	安定したネーミングライツ運用が図られる期間か

(4) 優先交渉権者等の選定

書類審査の結果を踏まえ、選定委員会において審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定します。

なお、応募者が1者のみの場合であっても、選定委員会において審査を行い、選定の可否を決定します。

(5) 審査結果の通知及び公表

選定委員会の選定結果に基づき、審査の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページ等で優先交渉権者及び次点者の名称のみをそれぞれ公表します。

12 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と契約の内容について詳細協議を行い、市と優先交渉権者の双方が合

意する必要があります。特に、14に掲げる費用負担については、双方の条件等を確認したうえで合意する必要があります。なお、優先交渉権者と合意の可能性がないと判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者を優先交渉権者として協議を開始します。

13 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者との詳細協議が整った場合は優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーの決定後（契約締結後）、すみやかに当該民間事業者の名称、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料金、契約期間等を市ホームページ、報道機関への情報提供等により広く公表します。

14 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

費用の負担区分は下表のとおりとします。○印が付いている費用については、ネーミングライツ料金とは別に負担していただきます。

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
既存の看板及び案内表示、道路案内標識等の表示の変更・原状回復に係る費用		○
ネーミングライツ・パートナーからの要望で新設した看板等の設置・原状回復に係る費用		○
新設した看板等の修繕等の維持管理に係る費用		○
新設した看板等を起因とした第三者への損害賠償に係る費用		○
愛称の変更に係る費用		○
ネーミングライツ・パートナーが原因による契約解除等に係る費用		○
市が作成するパンフレット等の印刷物、市ホームページに係る費用	○	

15 決定の取消・契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権を得た後、若しくはネーミングライツ・パートナーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により、施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合など、

ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でない認められるときは、市はネーミングライツ・パートナーの決定の取消及び契約の解除をできることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

16 契約の更新

契約締結したネーミングライツ・パートナーは、契約の更新について、愛称の変更による市民の混乱を避ける見地から、優先的に交渉できることとします。その際の条件は、現契約内容を基準として交渉にあたることとします。

17 指定管理者制度導入施設（導入予定施設も含む。）に係る留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設（導入予定施設も含む。）の場合は、次の点に留意することとします。

(1) 事前協議

指定管理者の不利益とならぬよう、あらかじめ市が当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにします。

(2) 費用負担

指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料金は、指定管理業務にかかる管理運営経費と見なさないこととします。

また、指定管理者とネーミングライツ・パートナーが異なる場合で、14の表以外に、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、指定管理者とネーミングライツ・パートナーの協議により決定することとします。

(3) その他

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び市の3者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し、良好な関係を保持するよう努めることとします。

18 施行

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行します。